



平成28年(ワ)第159号, 同29年(ワ)第135号

新安保法制違憲国賠訴訟事件

原告 青山照弘ほか210名

被告 国

準備書面(6)

令和元年12月23日

長崎地方裁判所民事部合議B係 御中

被告指定代理人

阿波野	右
九谷	福
廣瀬	哲
三隅	宏
大場	克
石丸	智
長谷川	
山下	恭
金子	麻
伊達	
菅野	
町田	一
濱本	正
杉崎	健

起 宗^代
 弥 下^代
 也 宗^代
 十 宗^代
 代 下^代
 子 律^代
 司 司^代
 紀 司^代
 司 綾^代
 仁 仁^代
 美 二^代
 二 下^代

佐	木	眞	秀	路	代
平	尾	和	久	代	代
沖	田	紀	美	子	代
板	垣	考	宣	代	代
山	本	裕	一	下	代
瀬	戸	隆	宏	代	代
中	村	明	弘	代	代
佐	木	香	保	里	代
蓮	見	真	澄	代	代
田	口	武	代	代	代
瀬	戸	孝	幸	代	代
池	田	隼	人	代	代
菅	原	大	義	代	代
河	野	慎	太	代	代
伊	藤	裕	吾	代	代
柴	田	里	代	代	代
田	中	潤	代	代	代
田	邊	良	豐	代	代
東	山	朗	代	代	代
藤	田	敏	輝	代	代
金	澤	啓	一	代	代
堀	江	雅	司	代	代
大	隈	正	謙	代	代
松	下	英	宏	代	代
山	根	和	代	代	代

田 山 晶



第1	原告らの人証申出に対する意見について	5
1	意見の要旨	5
2	理由	5
	(1) 原告らの請求はそれ自体失当であり、本件訴訟において証拠調べの必要性は全くないこと	5
	(2) 証人尋問が不必要であること	6
	(3) 原告ら本人尋問が不必要であること	10
	(4) 結論	11
第2	札幌地裁判決の不当性を述べる部分に対する反論	11
1	はじめに	11
2	平成31年札幌地裁判決の内容	12
	(1) 平和的生存権について	12
	(2) 人格権に関する判示	12
3	本件訴訟の原告らの主張に理由がないこと	13
	(1) 平和的生存権について	13
	(2) 人格権について	14
第3	原告らの示す争点整理表は誤っていること	16
1	原告らの示す争点整理表について	16
2	被告の主張（判断枠組み）について	16
3	被告の主張（具体的な権利ないし法的利益の侵害）について	18
4	結論	19

被告は、本準備書面において、原告らの2019年（令和元年）10月18日付け証拠申出書（以下、単に「証拠申出書」という。）による人証申出及び原告ら準備書面(25)で述べられている証拠調べの必要性に対し意見を述べるとともに（後記第1）、原告ら準備書面(25)に対し、必要と認める限度で反論する（後記第2及び第3）。

なお、略語等は、本準備書面にて新たに定めるもののほか、従前の例による。

第1 原告らの人証申出に対する意見について

1 意見の要旨

原告らの証拠申出書による人証申出は、いずれも速やかに却下されるべきである。

2 理由

(1) 原告らの請求はそれ自体失当であり、本件訴訟において証拠調べの必要性は全くないこと

ア 原告らは、平和安全法制関連2法の制定に係る内閣（その構成員である内閣総理大臣及びその他の国務大臣）の閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会（その構成員である国会議員）による同法案の可決と制定により、原告らの「平和的生存権」、「人格権」及び「憲法改正・決定権」が侵害されたと主張して、被告に対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償を求めている。

そして、原告らは、証拠申出書において、平和安全法制関連2法の制定により上記各権利等が侵害されたこと、これにより原告らが著しい精神的損害を被ったこと、同2法が憲法9条に違反していることを立証するとし、4名の証人及び14名の原告ら本人の人証申出をしている。

イ しかしながら、原告らが主張するいずれの権利も国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益とはいえず、原告らの主張は主張自体失当

であり、原告らの請求はそれ自体で理由がないことは、これまで答弁書等で繰り返し主張してきたとおりであって、このことは、証拠申出書記載の証人及び原告ら本人の尋問の結果によって左右されるものではない。また、上記の点を離れて、あるいは、全く関連しないまま、平和安全法制関連2法の合憲性についての意見ないし法的評価を述べることは、「法的に意味のある事実主張の不一致である争点」についての尋問を予定するものとはいえない。

したがって、各尋問の必要性が全くないことは既に明らかである。

以下、証人尋問及び原告ら本人尋問が不必要であることにつき、補足的に意見を述べる。

(2) 証人尋問が不必要であること

ア そもそも証人尋問とは、訴訟当事者間に争いのある事実（法的に意味ある事実主張の不一致である争点であって、証明の対象となるもの）について、証人が経験した事実を供述させ、その結果である証言を証拠とする証拠調べ手続である（秋山幹男ほか・コンメンタール民事訴訟法IV〔第1版〕139ページ）。

イ 朝長万左男（以下「朝長氏」という。）について

この点、原告らは、証拠申出書において、朝長氏の人証申請に当たり、戦争（特に原爆放射線）によって被った原告ら（特に被爆者原告ら）の精神的・身体的な苦痛、同原告らにとって「憲法9条が至上のもの」となっていること、平和安全法制関連2法（原告らのいう「新安保法制法」）の成立による同原告らの精神的な影響等を証すべき事実として掲げ、「原爆症（原爆放射線）の恐ろしさ」、「原爆症が原爆被爆者に与える精神的な影響」、「核廃絶運動へ参加してきた理由」、「新安保法制法が成立したときの証人の気持ち（中略）原爆被爆者の一般的な気持ち」等を尋問事項とするようであ

る（証拠申出書第1の1(2)及び(3)・1及び2ページ，甲B第73号証）。

しかしながら，上記内容は，いずれも，平和安全法制関連2法の制定によって原告らに対して何らかの個別的な権利利益の侵害が生じていることを問題とするのではなく，原爆放射線の内容や影響，核廃絶運動，平和安全法制関連2法の成立に対する被爆者原告らの「一般的な気持ち」等を問題とするもので，本件訴訟の争点である国賠法の救済を得られる具体的な権利ないし法的利益の有無の点を離れて，証人の専門分野等について意見を述べるものといわざるを得ないから，「法的に意味のある事実主張の不一致である争点」についての尋問を予定するものとはいえない。

仮に，原告らが，朝長氏の証人尋問によって，原告らに何らかの個別的な権利侵害が生じていることを立証しようとするものだとしても，そもそも国賠法の救済を得られる具体的な権利ないし法的利益の有無自体は，裁判所の専権に属する法的評価の問題であり，証人による経験した事実の証言や推測も含まざるを得ない意見によって基礎づけられるものではなく，いずれにしても「法的に意味ある事実主張の不一致」についての尋問を予定するものともいえない。

したがって，朝長氏の証人尋問の必要性は認められない。

ウ 宮崎礼壹（以下「宮崎氏」という。）について

原告らは宮崎氏によって，「集団的自衛権行使を容認した新安保法制が，一見して明白に憲法9条に違反すること」を立証しようとするようである（証拠申出書第1の2(2)・3ページ，甲B第72号証）。

しかしながら，上記内容は本件訴訟の争点である国賠法の救済を得られる具体的な権利ないし法的利益の有無の点を離れて，あるいは，全く関連しないまま，平和安全法制関連2法の合憲性についての意見，法的評価を述べるものにすぎず，「法的に意味のある事実主張の不一致である争点」に

についての尋問を予定するものとはいえない。

また、宮崎氏については、陳述書（甲第B第72号証）を前提に、前橋地方裁判所において証人尋問が実施されており、同尋問の調書が書証として提出されているため（甲第B第75号証）、本件訴訟において、重ねて証人尋問を実施する必要性はない。

したがって、宮崎氏の証人尋問を実施する必要性は認められない。

エ 前田哲男（以下「前田氏」という。）について

原告らは、前田氏によって、平和安全法制関連2法の制定が自衛隊の任務に与えた影響、自衛隊と米軍との関係に与えた影響、国民を「戦禍に誘導する可能性」、「憲法9条論」や「平和的生存権論・人格権論」への影響等を立証しようとするようである（証拠申出書第1の3(2)・4ページ、甲B第74号証）。

しかしながら、上記内容は、前記イ同様、いずれも、平和安全法制関連2法の制定によって原告らに対して何らかの個別的な権利利益の侵害が生じていることを問題とするのではなく、同2法による自衛隊の任務の変化の状況やそれによって考えられる国際関係、又は日本国民一般への影響を問題とするものにすぎず、本件訴訟の争点である国賠法の救済を得られる具体的な権利ないし法的利益の有無の点を離れて、証人の専門分野等について意見を述べるものにすぎないから、「法的に意味のある事実主張の不一致である争点」についての尋問を予定するものとはいえない。

仮に、原告らが、前田氏の証人尋問によって、原告らに何らかの個別的な権利侵害が生じていることを立証しようとするものだとしても、そもそも国賠法の救済を得られる具体的な権利ないし法的利益の有無自体は、裁判所の専権に属する法的評価の問題であり、証人による経験した事実の証言や推測も含まざるを得ない意見によって基礎づけられるものではなく、

いずれにしても「法的に意味ある事実主張の不一致」についての尋問を予定するものともいえない。

また、原告らは、半田滋氏の陳述書（甲第B第79号証）及び同陳述書を前提として実施された前橋地方裁判所の証人尋問の調書（甲第B第78号証）を書証として提出しているが、同氏の証言は、前田氏の陳述書（甲第B第74号証）と同様の内容であると述べており（2019年〔令和元年〕9月30日付け安保法制違憲国賠長崎訴訟の原告立証計画2(2)③・5及び6ページ）、前田氏について、本件訴訟において、重ねて証人尋問を実施する必要性はない。

したがって、前田氏の証人尋問を実施する必要性は認められない。

オ 飯島滋明（以下「飯島氏」という。）について

原告らは、証拠提出書において、飯島氏の人証申請に当たり、「新安保法制法は一見きわめて明白に違憲であり、国民の利益ないし権利を侵害するものであること」、「安倍内閣がその正当性の根拠として用いてきた論理はいずれも破綻していること」、「立憲主義の危機に際して、司法府は人権擁護、憲法擁護の担い手としての役割を果たすべきであること」を証すべき事実としている（証拠提出書第1の3（ママ）(2)・5及び6ページ、甲第B第40号証）。

しかしながら、上記内容は、前記イ及びエ同様、いずれも、平和安全法制関連2法の制定によって原告らに対して何らかの個別的な権利利益の侵害が生じていることを問題とするのではなく、日本国憲法の解釈論等を問題とするものにすぎず、本件訴訟の争点である国賠法の救済を得られる具体的な権利ないし法的利益の有無の点を離れて、証人の専門分野について意見を述べるものにすぎないから、「法的に意味のある事実主張の不一致である争点」についての尋問を予定するものとはいえない。

仮に、原告らが、飯島氏の証人尋問によって、原告らに何らかの個別的な権利侵害が生じていることを立証しようとするものだとしても、そもそも国賠法の救済を得られる具体的な権利ないし法的利益の有無自体は、裁判所の専権に属する法的評価の問題であり、証人による経験した事実の証言や推測も含まざるを得ない意見によって基礎づけられるものではなく、いずれにしても「法的に意味ある事実主張の不一致」についての尋問を予定するものともいえない。

したがって、飯島氏の証人尋問を実施する必要性は認められない。

カ 以上に加え、各証人はいずれも研究者、元内閣法制局長官、軍事評論家等の専門家であるところ、かかる専門的知見・見解等を正確に理解するには、尋問よりも書証による立証の方がより適したものと見える。そして、本件訴訟においては、各証人の専門的知見・見解等について、既に各証人が作成した意見書や陳述書（甲第B第40号証、同第72ないし74号証）によって明らかにされている。

したがって、この点からも、各証人らの尋問を実施する必要性は認められない。

(3) 原告ら本人尋問が不必要であること

当事者尋問とは、係争事実（証明すべき事実）について当事者本人等を尋問し、過去の事実を陳述させて、それを証拠資料とするために行われる証拠調べである（前掲コンメンタール民事訴訟法IV 259ページ）。

この点、原告らは、平和安全法制関連2法の制定により被った精神的苦痛等を立証するため、原告ら本人尋問を求めているようである（証拠申出書第2・6ないし21ページ、甲D第1号証、同第3号証、同第5号証、同第18号証ないし23号証、同第24号証1及び2、同第25号証、同第26号証、同第99号証、同第118号証）。

しかしながら、本件訴訟においては、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益の有無という法的評価が問題となっているのであり、原告ら本人が過去の事実を陳述することによってこれが基礎づけられるものではないし、平和安全法制関連2法によって侵害された権利等についての原告らの意見や、同2法に反対するという自己の意見や心情（そのような意見や心情を有するに至った動機、背景事情を含む。）を述べるとしても、それは本件訴訟の争点とは関連せず、「法的に意味のある事実主張の不一致」についての尋問を予定するものとはいえない（なお、被告は、平和安全法制関連2法に対し反対意見があったこと自体は否定しておらず、同法制に対する反対の意見、心情があること自体の陳述にも「法的に意味のある事実主張の不一致」の立証という観点からは意味がない。）。

更にいうと、証拠申出書において本人尋問を申し出ている原告築城昭平、原告熊江雅子、原告西川末則、原告阪口博子、原告関口達夫、原告今川正美、原告大藪朝祥及び原告上村祥子は、いずれも既に口頭弁論期日において自らの主張、心情、生い立ち等を口頭で述べており、争点ないし証明すべき事実を離れて自己の意見、心情を述べるためのものとしての尋問も、不必要かつ不相当であることは明らかである。

したがって、原告ら本人尋問を実施する必要性は認められない。

(4) 結論

以上の次第で、原告らの証拠申出書による人証の申出は、いずれも必要性がないから、速やかに却下されるべきである。

第2 札幌地裁判決の不当性を述べる部分に対する反論

1 はじめに

原告らは、札幌地方裁判所平成31年4月22日判決（裁判所ウェブサイト

掲載。以下「平成31年札幌地裁判決」という。)が誤りである旨を主張する(原告ら準備書面(25)2・2ないし6ページ)。

平成31年札幌地裁判決は、当事者や訴訟物を本件訴訟とは異にするが、国賠法上の請求について、本件訴訟における原告らのものと同様の請求が棄却されており、平成31年札幌地裁判決についての原告らの主張は、本件訴訟における請求を理由付ける主張と解する余地もあるので、念のため、必要と認める限りで反論する。

2 平成31年札幌地裁判決の内容

(1) 平和的生存権について

平成31年札幌地裁判決は、平和的生存権に関し、憲法前文第2項第3文の文言があることが直ちに国民の平和的生存権を具体的権利として保障しているものとはいえないこと、平和とは、理念ないし目的としての抽象的概念であって、その具体的に意味するところは、各人の思想や信条、世界観等の主観によって異なるものであり、これを達成ないし確保する手段も、他者との関係を含めて達成し得るものであって、その当時の国際情勢によっても左右されるところが大きいのであるから、「平和的生存権」の具体的な内容について一義的に確定することは困難であるといわざるを得ないことを示した上で、原告らが国賠法1条1項の被侵害利益として主張するところの平和的生存権は、法律上保護された具体的な権利ないし利益であるとはいえない旨判示した。

(2) 人格権に関する判示

平成31年札幌地裁判決は、人格権に関し、平和安全法制関連2法の成立等により原告らに精神的苦痛が生じているとしても、かかる苦痛が社会通念上受忍すべき限度にとどまるものである以上、これによって原告らの人格権その他法律上保護される利益が違法に侵害されたということとはできず、また、

平和安全法制関連2法の成立によって原告らが生命、身体及び財産等に危害が加えられるのではないかとの恐怖や不安を抱いたとしても、それは漠然かつ抽象的な不安感にとどまるものであるから、原告らの人格権ないし法律上保護される利益が侵害されたとはいえない旨判示した。

3 本件訴訟の原告らの主張に理由がないこと

(1) 平和的生存権について

ア 原告らの主張

原告らは、平成31年札幌地裁判決が、平和的生存権の具体的な内容について一義的に確定することは困難であるとして、法律上保護された具体的権利ないし法的利益とはいえないとしたことについて、条文から具体的内容を一義的に確定することができないことは理由にならず、また、人権保障に資するように解釈すべきであると主張する（原告ら準備書面(25)2(1)・3ページ）。

イ 被告の主張

しかしながら、答弁書第4の2(2)ウ及びエ（18ないし20ページ）等において繰り返し述べたとおり、平和的生存権は、「平和」の概念そのものが抽象的かつ不明確であるばかりでなく、具体的な権利内容、根拠規定、主体、成立要件及び法律効果等のどの点をとってみても、一義性に欠け、その外延を画することのできない極めて曖昧なものであり、また、「平和のうち生存する権利」という概念は、崇高な理想を象徴的に表現するものではあるが、理念ないし目的としての平和を確保する手段、方法は、常時変化する複雑な国際情勢によっても左右され、これを一義的に特定することはできない。したがって、このような不明確な権利について、国賠法上保護される権利ないし法的利益といえるほどの具体的権利性を認めることはできず、これを国賠法上保護された権利ないし法的利益と認めることは

できない。同様の判示をした平成31年札幌地裁判決はもとより正当である。

(2) 人格権について

ア 原告らの主張

原告らは、平成31年札幌地裁判決が、自衛隊や日本を巡る情勢が変化している事実を理解していないこと、この変化を踏まえれば、原告らの恐怖や不安感は漠然かつ抽象的な不安感にとどまるものではないこと、敵対国からの攻撃やテロの事態が現実化したときには、遅きに失するため、そのような生命、財産への具体的侵害が起きる前に、平和安全関連2法が違憲であることを確認する必要があると主張する（原告ら準備書面(25)2(2)・3及び4ページ）。

イ 被告の主張

しかしながら、これも答弁書第4の2(3)イ(20及び21ページ)等で繰り返し述べてきたとおり、平和的生存権と同様、その具体的な権利内容や成立要件、法律効果等について一義性に欠ける極めて曖昧なものであるから、そこに具体的権利性があるとはいえない。原告らが「人格権」の侵害の内容として述べるところは、つまるところ、我が国が敵対国からの攻撃やテロリズムの対象になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされたりするのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではないのであって、これをもって具体的権利であるということとはできない。同様の判示をした平成31年札幌地裁判決はもとより正当である。

さらに付言すると、「原告らが受けている精神的損害は、日本国憲法の下ではあってはならない、憲法上許されない立法行為によってなされたものであって、原告らが甘受すべきものではない」（原告ら準備書面(25)2(2)

ア・4ページ)などと主張するところは、自らの信条、信念、意見に相反する立法等が行われたことによりその主観的感情が害されたことをいうにすぎないものであって、我が国の憲法を始めとする法秩序の下では、かかる主観的感情について、司法の場で、原告らのいう「人格権」として具体的権利性を認めることを想定していない。

すなわち、国の安全保障体制の在り方については、様々な国民の意見があり得る一方、国家の存立に直接関わる事柄でもあるから、国は、流動的な国際情勢に即応して、隙のない強じんな安全保障体制を構築し、我が国の平和と安全を確保する責務を負っている。

そして、かかる責務を果たす法整備の在り方を決するに当たっては、三権分立及び多数決原理を基礎とする間接民主主義を採用する我が国の憲法の下において、「全国民を代表する選挙された議員」(憲法43条1項)により組織され、「国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」(憲法41条)国会における審議を経て、多数決により決されることが想定されている。

そして、かかる立法等が行われた結果、当該立法等と相反する信条、信念、意見を有する者の主観的感情が害される事態が生じたとしても、多数決原理に基づく間接民主主義を採用する我が国の憲法の下においては、かかる事態は不可避免的に生じ得るものであって、同じ憲法の下にある司法の場において、上記立法等の不当を前提とした上記主観的感情について、具体的な権利ないし法的利益が認められることを前提とした判断がなされることは、およそ想定されていない。

しかしながら、「原告らが受けている精神的損害は、日本国憲法の下ではあってはならない、憲法上許されない立法行為によってなされたものであって、原告らが甘受すべきものではない」などとして原告らの主張すると

ころは、自らの信条、信念、意見に相反する立法等が行われたことによりその主観的感情が害されたことをいうものであって、我が国の憲法の下で不可避的に生じ得る事態を「人格権」の「侵害」と言い換えたものにすぎず、原告らのいう「人格権」は、司法の場で具体的権利性を認めるものたり得ない。

したがって、被告が被告準備書面(2)第2(6ないし10ページ)、被告準備書面(3)第2(5ないし8ページ)等で繰り返し述べてきたとおり、そもそも原告らに国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益が存在しない以上、公権力の行使に当たる公務員の職務行為が国賠法上違法となる余地はなく、原告らのいう「人格権」を前提とした請求については、棄却されるべきである。

第3 原告らの示す争点整理表は誤っていること

1 原告らの示す争点整理表について

原告らは、原告ら準備書面(25)4(9ないし12ページ)において、争点整理表(以下「原告争点整理表」という。)を示し、同表第1項の争点(内閣による平和安全法制関連2法の制定に係る閣議決定及び国会による同法案の立法行為が国賠法上違法か)において、「新安保法制の違憲性」を判断する必要があるとし、また、同表第2項の争点(上記閣議決定及び立法行為により原告らの権利又は法律上の利益が侵害されたか)において、平和的生存権などの各権利について侵害の有無を判断する必要があるとしている。

しかしながら、原告争点整理表は、以下のとおり誤っており、失当である。

2 被告の主張(判断枠組み)について

- (1) 公務員の行為が国賠法上違法かどうかを判断するためには、当該公務員の行為により侵害されるおそれのある原告らの具体的な権利ないし法的利益が

存在しているかどうかを検討する必要がある。

繰り返しとなるが、そもそも国家賠償制度は、国又は公権力の行使に当たる公務員の不法行為によって被害を被った者の救済を図ることを目的とした制度であり、国賠法1条1項の違法性を判断するに当たっては、その前提として、原告らに国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益を観念できることが必要である。

したがって、原告らに国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益を観念できない場合には、原告争点整理表第1項記載の「新安保法制の違憲性」について判断するまでもなく、当該公務員の行為が国賠法上違法となる余地はない（被告準備書面(2)第2・6ないし10ページ）。

- (2) この点、横浜地方裁判所平成28年12月14日判決（乙第17号証）は、平和安全法制関連2法に係る国会議員の立法行為により平和的生存権等を侵害されたとして国賠法1条1項に基づく損害賠償を求めた事案につき、平和的生存権などについて具体的権利性を否定した上で、「安全保障関連法が成立したことによって原告の何らかの権利ないし法律上の利益が侵害されたものと認めることはできない。」「以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の本訴請求は理由がないからこれを棄却する」旨判示している（同号証4ページ）。また、その控訴審である東京高等裁判所平成29年6月28日判決（乙第18号証）においても、「控訴人（引用者注：一審原告）の主張する損害（精神的苦痛）は、金銭による損害賠償の措置をとることによって回復される性質のものというには無理があり、民主政治の枠内の政治活動を経て（中略）回復される性質のものであって、民事法上、損害の回復の実現が保障されているものとは言い難い」旨判示している（同号証2ページ）。さらに、同判決に対する上告は、最高裁判所平成29年11月2日付け第一小法廷決定（乙第19号証）によって棄却されている。これらの判断は、被

告の主張に沿ったものとなっている。

一方で、原告らは、国賠法上の違法性を判断するに当たっては、平和安全法制関連2法の合憲性の判断を先行すべきである旨主張するが（原告準備書面(1)第1の2・5ページ、原告準備書面(2)の8(1)・44及び45ページ等）、上記主張は国賠法上の判断枠組みを正しく理解していないものであり、理由がない。

- (3) したがって、原告争点整理表第1項の争点（内閣による平和安全法制関連2法の制定に係る閣議決定及び国会による同法案の立法行為が国賠法上違法か）においては、まず、原告らに国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益を観念できるか否かの判断が前提として必要となるのであり、同表第1項記載の「新安保法制の違憲性」については、本件訴訟の結論を導く上で、必要な争点とはならない。

また、上記のとおり、原告らの具体的な権利ないし法的利益の侵害の有無は、原告争点整理表第1項の国賠法上の違法性の有無の中で判断されるべきものであり、これと別個に、同表第2項として位置づけられるものではない。

3 被告の主張（具体的な権利ないし法的利益の侵害）について

- (1) 原告らが原告争点整理表第2項において主張する平和的生存権などの各権利が、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益とはいえないことについては、これまで繰り返し主張してきたところであるが、以下、その理由について簡潔に述べる。
- (2) 原告らは、平和的生存権が侵害された旨主張するが、平和的生存権は、その概念そのものが抽象的かつ不明確なものであり、裁判所の法的判断になじむ程度に具体的であるとはいえない曖昧なものである。

また、平和的生存権については、前記2(2)で述べたほか、具体的権利性を否定した裁判例が多数存在している（答弁書第4の2(2)・17ないし20ペ

ージ、被告準備書面(1)第3の2・32ないし37ページ)。

(3) 次に、原告らは、平和安全法制関連2法の制定等により、戦争とテロ行為に直面する危険が現実化して人格権侵害が生じた旨主張するが(訴状第3の2(2)イ・22ページ)、原告らの主張は極めて抽象的であり、原告らのいう人格権は、具体的な権利内容、成立要件、法律効果等について一義性に欠ける極めて曖昧なものであり、具体的権利性を認めることはできない(答弁書第4の2(3)・20及び21ページ)。

(4) さらに、原告らは国民投票権、憲法改正・決定権が侵害された旨主張するが(訴状第3の2(3)・22及び23ページ)、そもそも、平和安全法制関連2法は、憲法の条文自体を改正するものではなく、憲法改正に伴う国民投票制度における個別の国民の投票権の内容や行使に何ら具体的な制約を加えるものではないのであり、原告らの具体的な権利ないし法的利益に影響を及ぼすものではない。結局のところ、原告らの主張は、抽象的に法令自体の憲法適合性の判断を求めるものであり、付随的審査制を採用する我が国の司法制度の在り方とも合致しないもので、理由がない(答弁書第4の2(4)・21及び22ページ)。

4 結論

以上のとおり、原告らに国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益が存在するとは認められず、国又は公権力の行使に当たる公務員の行為が違法と評価される余地はなく、原告らの請求が主張自体失当であることは明らかであり、原告らの請求は速やかに棄却されるべきである。

以上